

倒産法的観点から見たオープンイノベーションの留意点 (スタートアップとの共同研究開発契約を題材に)

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



第1 経済産業省・特許庁によるモデル契約書の公表

Withコロナ時代の到来により、事業会社が、革新的な技術等を有するスタートアップ企業に対し投資をするだけでなく、一定分野での共同研究開発を行う等いわゆるオープンイノベーションの波が加速しているように感じます。もっとも、スタートアップと事業会社とはバックグラウンドや力学が異なることから、オープンイノベーション関連契約につき対等な立場での契約を締結することには時として困難が伴うことが指摘されていました。2020年6月30日、経済産業省と特許庁は、公正取引委員会による「スタートアップの取引慣行に関する実態調査(中間報告)」¹を踏まえ、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0」(以下単に「モデル契約」といいます。)を公表しました²³。

モデル契約は、資金面及び交渉力で事業会社に劣るスタートアップの立場を従来よりも引き上げ、事業会社とスタートアップとがWin-Winの関係を維持できるようにというコンセプトに立っています。もとより、あくまでモデルに過ぎず、スタートアップとの契約につき必ずこのモデル契約の内容で締結する必要はありませんが、事業会社としても、今後はモデル契約の内容を踏まえた交渉をする必要があるものと思われます。

第2 スタートアップの資金破綻リスク

ところで、スタートアップとのオープンイノベーションを試みる事業会社としては、スタートアップの資金が破綻し事業継続が困難になる事態をワーストシナリオとして現実的に認識しておく必要があります。とりわけ、シード、アーリー等創業から間もない時期においては、スタートアップは投資家からの資金のみをもって事業を行っており、未だマーケットで商品を販売しておらず、赤字状態が継続することが珍しくありません。このようなスタートアップとの連携をする際、事業会社としてはスタートアップの事業計画を見極めた上で、投資とともに例えば共同研究に係る費用負担を行う等スタートアップの資金が破綻しないように留意することが実務上行われています。

では最悪のケースとして、スタートアップが共同研究開発契約の存続中に資金破綻した場合、どうなるのでしょうか。以下では、あまり考えたくない話ではありますが、共同研究開発契約を締結したスタートアップが破産又は民事再生に至った場合の法的処理を考察してみたいと思います。

第3 共同研究開発パートナーの倒産

1 共同研究開発契約とは

一般に、共同研究開発契約とは、複数の当事者が共同して製品や技術の研究開発を行う際に締結される契約であり、両

1: <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200630.html>

2: <https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200630006/20200630006.html>

3: モデル契約は、秘密保持契約、PoC契約、共同研究開発契約、ライセンス契約の4つが公表されていますが、以下ではこのうち共同研究開発契約を扱います。

者の研究開発における役割分担、研究成果の帰属、費用負担、ライセンスの実施許諾を伴う場合のその条件、秘密保持等が規定されます。契約当事者は、当該契約の定めに従い、お互いの知見・技術を一定範囲で相手方に共有したうえで研究開発を遂行し、事業化を目指します。法律論としては、共同研究開発契約は、それぞれの役割分担の範囲内で、誠実に研究開発を行い、その成果を報告し合う義務を互いに負う、準委任契約である(民法656条)という考え方が有力です⁴。この理解を前提としても、共同研究開発契約は、通常の(準)委任契約と異なり、契約当事者双方が委任者でもあり受任者でもあるという点、(準)委任契約プロパーの内容とは言い難いような条項(ライセンス契約の要素や知的財産の帰属に関する条項等)が含まれている点が特徴的です。

2 パートナーの倒産が契約関係に与える影響

共同研究開発契約が準委任契約であるという前提に基本的に立つと、契約の一方当事者が破産、民事再生に至った場合、契約関係は以下のとおり扱われます。

① 破産の場合

委任契約の委任者又は受任者が破産した場合、委任契約は当然に終了することとされます(民法653条2号)。したがって、スタートアップが破産に至った場合、その時点で共同研究開発の遂行は終了し、当該時点までに将来分の研究開発経費をスタートアップに支払っていた場合には、当該返還請求債権は、破産債権として扱われます。なお、当事者に破産手続が開始されても契約は終了しない旨の特則の有効性については、議論があります。

② 民事再生の場合

民事再生手続の開始時点で、準委任契約の双方の債務が完了していない場合(研究開発における双方の役割が全うされていない場合)、民事再生法上、当該契約は双方未履行双務契約として扱われ、再生債務者(スタートアップ)が契約関係を解除するか、続行(履行選択)するかの決定権を持つものと考えられます(民事再生法49条)。再生債務者としては、例えば事業化目前で民事再生に至った場合等、共同研究開発を続行したい場合には、履行選択を行うでしょう。もともと、この場合において、事業会社が研究開発の続行を望まない場合には、民法651条1項の任意解除権やモデル共同研究開発契約16条1項2号に定めるような再生手続開始申立てを理由とする解除権を行使することで、契約関係の解消を求めることとなります。共同研究開発契約が準委任契約であり、かつ、契約書において民法651条の任意解除権の排除がされていない場合には、事業会社の主張には理由があるものとも思われますが、スタートアップ側からは、そもそも共同研究開発契約は準委任契約ではないとの主張や、再生手続開始申立てを理由とする解除権の行使は無効である(契約書の定めは再生債務者を拘束しない)⁵等の反論が想定されるところです。

以上は共同研究開発契約が、準委任契約であるという前提に立った考察ですが、そもそも上述のとおり、共同研究開発契約にはライセンス契約の要素等を含む、複合的な契約となっていることが通常です。例えば、モデル共同研究開発契約では、スタートアップが事業会社に対し、いわゆるバックグラウンド特許(研究開発開始以前から単独で有する特許)や次述の研究成果に関するライセンスを行う内容を含んでいます

4:モデル共同研究開発契約解説・7頁。

5:いわゆる倒産解除条項の有効性については、本ニュースレター第10号参照(https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_201904-P1-8-All20190409.pdf)。

(モデル共同研究開発契約7条1項参照)。このような複合的な要素を含む契約全体について、一律に当然終了、解除という効果をもたらしてよいかは検討の余地があるものと考えます⁶。

また、上記の倒産解除条項に限られず、破産管財人や再生債務者の立場からは、ある契約条項(事業会社に有利な条項)は破産管財人等を拘束しない(そうでないと、破産法等で定める破産管財人の権限や他の債権者の利益が害される)との主張がなされることもままありますので、留意が必要です。

3 研究成果に関する知的財産の帰属

共同研究開発の過程で生じた研究成果及び成果に関する知的財産権がいずれの当事者に帰属するかは、共同研究開発契約の一つの肝です。この点、モデル共同研究開発契約においては、研究成果に関する知的財産権は原則としてスタートアップに単独帰属し(モデル共同研究開発契約7条6項)、事業会社は独占/非独占の有償ライセンスを受けることとされています(モデル共同研究開発契約7条7項)。そのうえで、スタートアップの資金破綻等の場合には、事業会社がスタートアップに対し、当該知的財産権を無償で譲渡することを求められる、という建付けとされています。もっとも、倒産法的観点からすると、資金破綻した段階において無償で財産を譲渡すれば、詐害行為取消(民法424条)や否認権(破産法160条等)の対象となり譲渡の効力が否定されるリスクがあります。したがって、事業会社としては当該知的財産に価値があるものとする場合、有償で購入することも視野に入

れる必要があります⁷。

なお、モデル共同研究開発契約においては、「オープンイノベーションを成功させるためには、研究成果についての知的財産権の共有は極力避けることが望ましい」とされていますが、研究成果に関する知的財産を両者の共有とする処理も一般論としてはよくみられるところです。仮に研究成果が共有特許であり、一方共有者(スタートアップ)が破産した場合、その破産管財人は、共有持分を早期に換価する必要があり、実務的には共有者への売却をまず試みます⁸。他方、共有持分の譲渡には、共有者の同意が必要であるという特許法73条1項の規定は、破産管財人をも拘束するものと考えられますので、破産管財人が共有者である事業会社の同意を得ずして当該共有持分を第三者に処分することはできないものと考えられます。共有当事者である事業会社としては、このような権利関係を前提に、破産管財人との間で適正価格での買取交渉を検討するべきものと考えます。また、研究成果を共有とする場合には、他方当事者の倒産後においては、第三者へのライセンスを自由とできる(特許法73条3項参照)等倒産リスクを考慮した設計を検討しておくことが望ましいでしょう。

第4 おわりに

スタートアップはある技術や知的財産に事業の多くを依存しており、潤沢な資金力を有しているとまでは通常いえないことから、スタートアップとのオープンイノベーション成功のため

6: 例えば、ライセンス契約については、ライセンシーの立場は倒産手続開始後も一定保護されます。詳しくは、本ニュースレター第21号参照(https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)。

7: 個人的な雑感としては、そもそも研究に係る経費につき事業会社負担を原則としたうえで、全ての研究成果を原則としてスタートアップ帰属とするというモデル契約の建付けを前提とすると、平時においてはスタートアップに無償帰属するが、危機時期には事業会社へ無償で移転するという構成はある意味平時と危機時でのフェアなリスク分担とも考え得るのではないかと感じます。もっとも、債権者からすると無償行為と捉えられる可能性は払拭しきれず、事業会社が研究成果にどれほどの寄与度が認められるかという問題とも関わるので、やはり有償譲渡の可能性も視野に入れておくべきものとする次第です。

8: なお、破産管財人は、共有者間で分割禁止特約がある場合であっても、分割請求をすることができるかとされています(破産法52条1項)。

には、事業会社もある程度のリスクを受け入れることが必要です。もっとも、想定外のリスクを最大限避けるべきであることはいうまでもありません。例えば、契約で定めていても、最悪の場合（スタートアップが破産等した場合）、スタートアップから

知的財産を取得するには有償でなければならない可能性がある等倒産時においては、必ずしも契約の定めどおりの処理にはならない可能性を踏まえた上で、スタートアップとの契約交渉にあたることが重要であるものと考えます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)